

9. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

改 正 案	現 行
第二章 訪問介護	第二章 訪問介護
（訪問介護員等の員数）	（訪問介護員等の員数）
第五条（略）	第五条（略）
2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を受け受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又八はその端数を増すことにより一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。	2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて車ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	（新設）
4 第二項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護の職務に従事するものをもつて充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問	（新設）
5 介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。	3 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の指定を受け受け、かつ、指定介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第五条第一項及び第二項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
（地域との連携）	（新設）
第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	第三章 訪問入浴介護

(準用)

第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十二条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条规定(第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十二条「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(看護師等の員数)

第六十条 (略)

2・3 指定訪問看護事業者(次項の規定により、指定地域密着型サービス基準第七一条第四項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。)が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時

(準用)

第五十八条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十二条、第二十六条、第三十条から第三十五条まで、第三十六条规定(第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条中「第二十九条」とあるのは「第五十三条」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第二十二条「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備及び備品等」と、第四十八条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(看護師等の員数)

第六十条 (略)

(新設)

3

対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問看護事業をいう。)の事業が同一の事業所において一體的に運営されている場合については、同項第四号イに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。)が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第七十七条第一項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第七十七条第四項に規定する人员に関する基準を満たすこと)をもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなされている指定訪問看護事業者を除く。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス(指定地域密着型サービス基準第七十七条第四項に規定する人员に関する基準を満たすこと)をもって、第一項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるとこによるものとする。

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

二五 (略)

4

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第六十八条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるとこによるものとする。

一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第七十条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。

二五 (略)

第七章 通所介護

第七章 通所介護

	(従業者の員数)
第九十三条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	
一 生活相談員 指定通所介護の提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数	
二 (略)	
三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者へ当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合には十五人を超える場合にあつては、十五人を超える部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数	
四 (略)	
2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）	
第九十三条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	
一 生活相談員 指定通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数	
二 (略)	
三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者へ当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までは一以上それ以上十五又はその端数を増すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数	
四 (略)	
2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）	

	が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び第二項の適用がある場合における看護職員又は介護職員（以下この条において「介護職員等」という。）を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。	が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。	(新設)
5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供者が同時に一又は複数の利用者に対して一體的に行われるものをいう。	(新設)
6 (略)	3 前二項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供者が同時に一又は複数の利用者に対して一體的に行われるものをいう。
7 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	4 (略)
第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準	第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
(利用定員)	(利用定員)
第一百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節においてい	第一百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節においてい

て同じ。)を九人以下とする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業員の員数)

第一百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行なう者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当通所介護の提供を行う時間数(以下この条において「提供時間数」という。)に応じて、専ら基準該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が一利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護・指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までは一以上、利用者の数が十五人を超える場合は、超えた部分の利用者の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

て同じ。)を八人以下とする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業員の員数)

第一百六条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行なう者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 基準該当通所介護の単位ごとに、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる介護職員が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護・指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人までは一以上、それ以上五又はその端数を増すことに一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 (略)

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員及び前項の適用がある場合における看護職員又は介護職員(以下この条において「介護職員等」という。)を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員等として従事することができるものとする。

5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

6 (略)

7 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第一百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

(新設)

(新設)

3 前二項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

(略)

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第一百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三

十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）「第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第八十五条を除く。）」の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十二条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

（指定通所介護事業所等との併設）

第一百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第一百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当

十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）「第三十七条、第三十八条、第五十二条、第九十二条及び第四節（第九十六条第一項及び第八十五条を除く。）」の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第八条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十二条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

（指定通所介護事業所等との併設）

第一百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第一百四十条の二十七 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当

短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第二号の栄養士を置かないことができる。

（削る）
一五五（略）

2 前項第一号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
4・5（略）

（設備及び備品等）

第一百四十条の三十（略）
2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 居室
イ（略）
ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
二 ハハ（略）
三 二五（略）
四 4（略）

（運用）

第一百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九

短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 一人以上
二 六（略）
2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
3 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
4・5（略）

（設備及び備品等）

第一百四十条の三十二（略）
2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一 居室
イ（略）
ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
二 ハハ（略）
三 二五（略）
四 4（略）

（準用）

第一百四十条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九

条、第二十二条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条、第百十三条、第一百四十四条、第一百二十条並びに第四節（第一百一十七条第一項及び第一百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居室介護サービス費の額」とあるのは「内容」とし、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」とし、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とし、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とし、第一百一十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」とし、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」とし、第一百三十三条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）
第一百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

九条、第二十二条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第百十三条、第一百四十四条、第一百二十条並びに第四節（第一百一十七条第一項及び第一百四十条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居室介護サービス費の額」とあるのは「内容」とし、第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」とし、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とし、第一百一十七条第二項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とし、第一百一十七条第三項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」とし、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十二章 特定施設入居者生活介護

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）
第一百八十条 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

第五節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

（受託居宅サービス事業者への委託）

第一百九十二条の十（略）

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならぬ。
3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第一百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 5 8（略）

第十三章 福祉用具貸与

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第一百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 3（略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第一百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、か

（受託居宅サービス事業者への委託）

第一百九十二条の十（略）

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならぬ。
3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第一百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

4 5 8（略）

第十三章 福祉用具貸与

（指定福祉用具貸与の基本取扱方針）

第一百九十八条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行わなければならない。

2 3（略）

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第一百九十九条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
一 指定福祉用具貸与の提供に当たつては、利用者の心身の状況希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に

つ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じることともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二五 (略)

(福祉用具貸与計画の作成)

- 第一百九十九条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合にはいいて、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百四十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たってはその内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行いうるものとする。
- 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第二百四条の二 (略)

選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

二五 (略)

(新設)

(記録の整備)

第二百四条の二 (略)

二五 福祉用具貸与計画 (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(準用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十六条の二から第三十八条まで、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第一百九十三条、第一百九十五条、第一百九十五条、第一百九十六条並びに第四節(第百九十七条第二項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域」、「取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第一百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十四章 特定福祉用具販売

二五 (新設) (略)

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(準用)

第二百六条 第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条第一項及び第二項、第一百九十三条、第一百九十五条、第一百九十六条並びに第四節(第百九十七条第二項及び第二百五条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第八条中「第二十九条」とあるのは「第二百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十条中「実施地域」とあるのは「実施地域」、「取り扱う福祉用具の種目」と、第十四条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十八条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十九条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第一百一条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第一百九十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十四章 特定福祉用具販売

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百四十四条 (略)

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 (略)

前る

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百四十四条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、第百九十九条の二第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際に

い。当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならぬ。

2 第二百十五条 (略)

一 特定福祉用具販売計画
二 (略)

(記録の整備)

第二百十五条 (略)

一 (新設)

二 (略)

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百四十四条 (略)

一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

二 (略)

五 居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第七十一条第一項第三号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。

(新設)

2 第二百十五条 (略)

一 (新設)

二 (略)